

徳島県告示第三百十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

委 託 し た 事 務	委 託 し た 私 人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条に規定する使用料（沖洲マリンターミナル駐車場に係るものに限る。）の徴収の事務	アマノマネジメントサービス株式会社 本四海峡バス株式会社